

国立研究開発法人国立環境研究所環境マネジメントシステム運営規程

平 1 9 規 程 第 1 号

平成 1 9 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という）における環境マネジメントシステムに関して基本的な事項を定めることにより、システムの運営とその改善を図りながら、研究所の環境管理を適切に実行することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境マネジメントシステム

研究所の環境管理（自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向け取り組んでいくこと）を適正に実施するための体制及び手続きをいう。

(2) 内部監査

国立研究開発法人国立環境研究所内部監査規程（平 1 4 規程第 6 7 号）に定める監査の一環として、研究所において環境マネジメントシステムの運営が本規程に沿って実施されているか否かを、研究所自らがその客観的な証拠を取得及び評価することを通じて検証することをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程に基づいて整備、運用される環境マネジメントシステムは、研究所の主たる事務所（つくば市小野川 1 6 - 2 に設置された事務所をいう。）のすべての施設及び事務事業に適用する。

第 2 章 環境マネジメントシステム運営体制

(最高環境管理責任者)

第 4 条 研究所に最高環境管理責任者を置く。

2 最高環境管理責任者は、研究所における環境管理に関する事務を統括する。

3 最高環境管理責任者は、理事（企画・総務担当）をもってあてる。

(統括環境管理責任者)

第5条 研究所に統括環境管理責任者を置く。

- 2 統括環境管理責任者は、最高環境管理責任者を補佐するとともに、環境マネジメントシステムを適切に運用するために必要な調査、教育・訓練等を実施する。
- 3 統括環境管理責任者は、総務部長をもってあてる。

(環境担当課)

第6条 総務部総務課は、環境担当課として環境マネジメントシステムの運用に関する業務を所掌する。

(環境管理監査責任者)

第7条 研究所に環境管理監査責任者を置く。

- 2 環境管理監査責任者は、環境マネジメントシステムの運用状況を監査する。
- 3 環境管理監査責任者は、監査室長をもってあてる。

(環境管理委員会)

第8条 環境管理に関する方針、実施状況の評価及び改善内容の検討その他環境マネジメントシステムの運用に関して検討するため、最高環境管理責任者を委員長とする委員会を設置する。

- 2 前項の委員会は、環境管理委員会（平13要領第7号に基づき設置された環境管理委員会をいう。）とする。

(環境管理責任者)

第9条 研究所のユニットごとに環境管理責任者を置く。

- 2 環境管理責任者は、所属するユニットにおける環境管理に関する事務を統括する。環境管理責任者は、環境マネジメントシステムの運用状況を把握し、必要に応じ、是正措置・予防措置等を講じるとともに、環境担当課と相談の上、所属するユニットにおける調査、教育・訓練その他必要な措置を企画し、実施する。
- 3 環境管理責任者は、ユニット長をもってあてる。

(課室環境管理者)

第10条 研究所の課室ごとに課室環境管理者を置く。

- 2 課室環境管理者は、所属するユニットの環境管理責任者の指示に基づき当該課室における環境マネジメントシステムの運用状況を確認し、必要に応じ、当該課室の職員に対し必要な助言等を行うとともに、環境管理責任者に運用状況を報告する。
- 3 課室環境管理者は、課室長をもってあてる。

第3章 環境マネジメントシステム

(研究所の環境方針等)

第11条 理事長は、研究所における環境管理の基本的な理念となる環境方針（以下「環境配慮憲章」という。）並びに環境マネジメントシステムの構築及び運用に当たっての指針となる基本的な方針（以下「環境配慮に関する基本方針」という。）を定めるものとする。

2 理事長は、環境配慮憲章及び環境配慮に関する基本方針を定める（改定することを含む。）に当たっては、環境管理委員会の意見を聞くものとする。

(環境配慮計画)

第12条 最高環境管理責任者は、環境方針等に基づき、研究所の環境負荷の実態等を勘案し、環境管理委員会の意見を聞いて環境配慮計画を定めるものとする。

2 環境配慮計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境配慮のための取組項目

(2) 取組項目ごとの中期的目標

(3) 目標を達成するために、研究所、各組織及び個人が実施すべき具体的な行動・活動

3 環境配慮計画は環境配慮の進捗状況、外部環境の変化等に応じて随時、見直すことができる。見直しにあたっては、最高環境管理責任者が環境管理委員会の意見を聞くものとする。

4 事故その他緊急時における環境負荷、対応等については、別表1に定めるところによる。

(研修)

第13条 最高環境管理責任者は、職員（研究所の職員、任期付職員及び契約職員をいう。）に対して、別表2に定める研修を実施するものとする。

2 課室環境管理者は、必要と認める場合には、研究所において請負業務に従事する者その他職員以外の者に対し、前項の研修の受講を求めるものとする。この場合において、課室環境管理者は、環境担当課にその旨報告するものとする。

(取組状況の点検)

第14条 最高環境管理責任者は、原則年に2回、環境管理委員会を開催し、環境マネジメントシステムの取組状況について点検を行うものとする。

2 前項の委員会においては、環境管理責任者からユニットにおける取組状況等について、統括環境管理責任者から法令の遵守状況について報告を求めるものとする。

(法令の遵守)

第15条 統括環境管理責任者は、原則年に2回、法令の遵守状況について確認を行うものとする。

2 統括環境管理責任者は、常に法令の改正等の状況の把握に努めることとし、改正等が行われた場合には、直ちに研究所の関係部局に周知するものとする。

(定期報告)

第16条 統括環境管理責任者は、研究所の環境負荷の状況について定期的に調査し、幹部会に報告するものとする。

(内部監査)

第17条 環境管理監査責任者は、年度ごとに1回、環境マネジメントシステムに関する内部監査を行うものとする。ただし、必要と認める場合には、臨時に行うことができる。

2 環境管理監査責任者は、内部監査規程に基づき報告書を作成する他、監査結果を環境管理委員会に報告し、必要に応じ、必要な改善を要請するものとする。

(役職員等による取組)

第18条 環境管理責任者及び課室環境管理責任者は、それぞれ第9条及び第10条に規定された責務を適切に実施するものとする。

2 役員及び職員は、環境配慮計画に従い、適切に取組み、原則年に2回、その結果を評価シートに登録するものとする。

3 前項は、第13条第2項において研修の受講を求める者についても適用する。

第4章 情報の公開及び管理

(環境コミュニケーション)

第19条 最高環境管理責任者は、毎年度、研究所の環境管理に関する情報を環境報告書として取りまとめ、公表するものとする。

2 環境担当課は、環境管理に関し、外部からの苦情、意見等が寄せられたときは、環境管理委員会に報告するものとする。

3 環境管理委員会は、前項の報告があったときは、これについて検討を行い、必要に応じ、環境マネジメントシステムの改善等に反映させるものとする。

(文書の作成等)

第20条 環境マネジメントシステムの運用に関し、別表3に定める書類・記録を作

成するものとする。

- 2 本規程及び本規程に基づいて作成される記録類の管理等は、国立研究開発法人国立環境研究所文書管理規程により処理するものとする。

第5章 評価及び見直し

(環境マネジメントシステムの評価と見直し)

第21条 最高環境管理責任者は、毎年度、環境マネジメントシステム及びその運用状況について評価を行うものとする。

- 2 最高環境管理責任者は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、半年に1回、環境マネジメントシステム及びその運用状況の暫定的評価を実施することができる。
- 3 最高環境管理責任者は、前2項の評価を行ったときは、評価の結果に、必要な場合には改善のための提言を添えて、理事長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、前項の報告を受けた場合において、必要と認めるときは、最高環境管理責任者に対し改善のための措置を講ずるよう指示するものとする。

第6章 雑則

(研究の奨励)

第22条 最高環境管理責任者は、環境マネジメントシステムの効果的な見直しのために、所内研究者が自らの環境マネジメントシステムについて評価・改善の提案をする研究を所内に奨励し、必要に応じて所内の専門家に助言を求めることができる。

(環境整備)

第23条 本規程に基づく取組の実施に必要な環境整備については、研究所が所要の措置を講ずる。

(委任)

第24条 環境マネジメントシステムの運営その他この規程の実施に関し必要な事項は、最高環境管理責任者が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

改正附則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成26年3月14日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 環境上の緊急事態と対応内容一覧

緊急事態	対応（関連する規定等）
①火災・震災	火災管理対策の実施・職員への周知（消防計画第2章全般） 自衛消防活動対策の実施・職員への周知（消防計画第3章全般） 地震等災害対策の実施・職員への周知（消防計画第4章全般） 防災教育及び訓練等の実施（消防計画第5章全般）
②化学物質の漏洩	化学物質取り扱いに関する所属長からの教育訓練（化学物質管理規程14条） 事故・漏洩による災害のおそれがある際の手続き等の周知（化学物質管理規程15条、同管理要領7条、8条） 安全管理委員会による立入検査と注意指導（化学物質管理規程16条、同管理要領9条）
③遺伝子組み換え生物による汚染	実験従事者に対する安全委員会による教育訓練（遺伝子組み換え実験安全管理規則15条） 緊急時（地震・火災その他による遺伝子組み換え生物による汚染の発生又はおそれ）の措置の周知（遺伝子組み換え実験安全管理規則18条） 事故時の報告の徹底（遺伝子組み換え実験安全管理規則第19条）
④放射線による事故	理事長の命による主任者への定期講習の受講（放射線障害予防規程9条） 主任者による放射線業務従事者及び限定密封線源取扱者への規程の周知、教育・訓練（放射線障害予防規程43条） 地震・火災等災害発生時の点検等（放射線障害予防規程46条） 放射線障害の発生危険時の処置の徹底（放射線障害予防規程46条の2）
⑤ボイラー、焼却施設からの排ガス排出（基準値以上）	従事者向けマニュアルの周知と指導
⑥廃水処理施設からの排水流出（基準値以上）	従事者向けマニュアルの周知と指導

※①～④については環境上も考慮すべき事項ではあるが、別の観点から他の委員会等で所掌されているため、環境マネジメントシステムとしては実施の確認等の対象とはしない。

別表2 研修

	研修名	対 象	内 容
一般研修	管理職員研修	最高環境管理責任者（理事） 統括環境管理責任者（総務部長） 環境管理責任者（ユニット長）	・環境マネジメントシステムの運用にあたっての必要な知識 ・管理責任者としての役割 ・具体的な取組内容 （環境方針、環境配慮計画、評価シートの閲覧等）
	環境マネジメントシステム管理・実行研修	課室環境管理者（課・室長） 職員（研究所の職員、任期付職員および契約職員） 第13条第2項において研修の受講を求める者	・環境マネジメントシステムの運用にあたっての必要な知識 ・課室環境管理者としての役割 ・具体的な取組内容 （環境方針、環境配慮計画、評価シートへの登録等）
	内部環境監査員研修	監査室職員	・環境マネジメントシステムの内容および内部監査の目的、実施手順等

別表3 作成及び記録が必要な文書

分類	対象	記録内容
本規程に基づき定めるもの	・環境方針 ・基本方針 ・環境配慮計画	・改定情報
環境担当課が最新情報を整備するもの	・環境法令要求事項一覧	・更新情報 ・実施情報
実施記録を残すもの	・研修 ・環境管理委員会	・開催日 ・参加者 ・配付資料 ・議事概要
環境負荷の監視	・環境報告書において投入資源と環境負荷の全体像として取りまとめる項目	・測定日 ・測定（推定）方法 ・測定値